

# 家族経営協定書

## (目的)

第1条 この協定書は、甲(経営主)\_\_\_\_\_、及び乙(経営主の配偶者)\_\_\_\_\_、丙(後継者)\_\_\_\_\_、丁(後継者の配偶者)\_\_\_\_\_が、相互の責任ある経営への参画を通じて近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

## (意思決定の参画)

第2条 甲、乙、丙、丁は協議のうえ、今後の資金計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的な事項を内容とする年次別経営計画を作成するなど、家族経営の重要な意思決定にあたっては、必ず参画し、十分な協議を行って決めるものとする。

## (経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく主たる経営分担、作業分担は次のとおりとする。

名 前	分 担 内 容
(甲)	
(乙)	
(丙)	
(丁)	

## (収益配分)

第4条 農業経営から生じた収益は、甲、乙、丙、丁協議のうえ、別紙のとおり定める。

ただし、予期せぬ事情により、この額を変更しなければならない場合は、十分協議し、合意を得るものとする。

また、賞与として家族で協議のうえ定めた額を分配することができる。

なお、分配額及び支払等については、必要に応じて見直しを行う。

## (就業条件)

第5条 家事労働を含む1日の労働時間は、各自\_\_\_\_\_時間とし、農作業の繁閑、健康状態等により、\_\_\_\_\_者協議のうえ、延長または、短縮することができる。

休日は家族各々につき、原則として月\_\_\_\_\_回とするが、農作業の繁閑、健康状況、他の仕事への従事状況等を踏まえながら\_\_\_\_\_者協議のうえ定めるものとする。

## (将来の経営移譲)

第6条 甲、乙が有する経営権及び経営資産を将来移譲するにあたっては、丙、丁の意向を踏まえながら、その時期等について\_\_\_\_\_者協議のうえ合意に基づき行うものとする。

(研修等)

第7条 経営能力を磨き、作業環境の改善、能率的な農作業の実施、農家生活の向上のために、各種研修会、研究会、視察等に積極的に参加する。

(その他)

第8条 この協定書に定めることの他決定すべき事項が生じた場合は、\_\_\_\_\_者協議のうえ決定するとともに、必要に応じて立会人に相談のうえ改定を行う。

(附則)

この協定書は令和 年 月 日より実施する。

この協定書の有効期限は実施の日より\_\_\_\_\_年間とし、当事者からの申立てがない限り毎年自動的に更新されるものとする。

この協定書は、\_\_\_\_\_部作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が各1部保有する。

ただし、第4条別紙については、経営主において1部のみ保有し、常に供覧できるものとする。

令和 年 月 日

住所 菊池市

甲 (経営主) 印

乙（経営主の配偶者）印

丙（後継者）印

丁（後継者の配偶者）印

立会人 印

#### 第4条 別紙

##### 基本的報酬

名前	支払月額	支給期日	支払方法	備考
(乙)				
(丙)				
(丁)				